

持ち帰り促進に向けた取組の事例

～食べきれなかった食品の
「持ち帰り」モデル事業について～

秋田県生活環境部温暖化対策課

実施背景

①事業系食品ロスの約4割が外食産業から発生

- 飲食店での食べ残しの持ち帰り実施率は約1割と少ない

②県食品ロス削減推進計画（令和4年3月策定）

- 推進施策「食品関連事業者等の取組に対する支援」
「消費者が食べ残しの持ち帰りができる環境を整えていきます。」

（２）食品ロスを削減する個別の取組について

食品ロスを削減する取組	有効 回答者数	実施者数	実施率
外食をするときに食品ロスを削減するために気をつけていること			
食品ロス削減に配慮している店を選択している	1,652	361	21.9%
食べきれる量を注文・注文しすぎない	1,631	1,243	76.2%
残さず食べる	1,631	1,013	62.1%
残ったものの持ち帰り	1,631	192	11.8%

出典：食品ロスに関する県民意識調査（R3秋田県）

実施方法

協力店募集

- 資材提供
- 働きかけ依頼

広報の実施

- 県広報紙
- 動画配信
- 地元新聞
- 県公式SNS
など

アンケート調査 の実施

- 削減効果や支障要因の検証
- 全県的な普及と定着につなげる

募集方法

参加無料
先着100店

食品ロス削減
協力店募集中！

食べきれなかった食品の
『持ち帰り協力店』募集

県では、食品ロスの削減を目的として、外食時に食べきれなかった食品の「持ち帰り」に関するモデル事業を実施します。

本事業にご協力いただける店舗を募集していますので、ぜひご参加ください。

実施期間
令和6年10月から令和7年1月までの4か月間

店舗へのお願い

- ・お客さまが食べきれなかった食品について、持ち帰りの提案をしてください。
- ・資材により持ち帰り時の注意事項について、ご説明をお願いします。
- ・県からの注意事項(裏面参照)を守って実施してください。
- ・事業期間終了後に県のアンケート調査に協力してください。

申し込みは二次元コードから、またFAXなどでも受け付けます。

お問い合わせ先
秋田県 生活環境部 温暖化対策課 環境活動推進チーム
TEL. 018-860-1560 en-ondanka@pref.akita.lg.jp

申込期限
9/13 金

店舗へ配布します！

- ・お客さまへ提供する持ち帰り容器・貼付シール・紙袋 最大150部
- ・店舗掲示用ポスター1部
- ・三角ポップ15部、割り箸最大100膳

持ち帰り容器
縦134mm×横188mm×高さ51mm
容量:630mL(成形済み)
環境配慮素材・レンジ対応
内部:耐水性・耐油性

募集チラシ（おもて）

【申込先】

秋田県 生活環境部 温暖化対策課 環境活動推進チーム

E-mail en-ondanka@pref.akita.lg.jp FAX 018-860-3881

(申込様式)

持ち帰りモデル事業実施に当たっての注意事項について

- ・資材の配布は9月下旬の予定です。

○モデル事業開始前(募集開始から9月末まで) ※モデル事業開始後の注意事項は参加店舗にお知らせします。

- ・HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の徹底をお願いします。
- ・事業終了後にアンケートで、持ち帰りの件数、食べ残し量の変化、店舗側の意識変化、店舗から見たお客さまの行動変化、店舗の意向などについて伺いますので、把握をお願いします。なお、すでに持ち帰りの取組を実施している場合は、9月末までの月当たりの件数についても把握をお願いします。

※店舗情報に記載された内容は県公式ウェブサイトに掲載します。

店 店舗名	(ー)
舗 店舗所在地(番地 まで記載をお願いします。)	秋田県
情 (電話番号 ー)	
報 店舗ウェブサイト	

資材の必要数に☑を記載してください。	持ち帰り容器及び紙袋 ☐ 50個 ☐ 100個 (50個×2) ☐ 150個 (50個×3)	割り箸 ☐ 50膳 ☐ 100膳
業 種 (日本標準産業分類準拠)	☐ 食堂、レストラン ☐ 日本料理店・料亭 ☐ 中華料理店 ☐ ラーメン店・焼肉店 ☐ 西洋料理店 ☐ そば・うどん店 ☐ すし店	☐ 酒場、ビヤホール ☐ バー、キャバレー等 ☐ 喫茶店 ☐ ファストフード店 ☐ 旅館、ホテル ☐ 宴会場 ☐ その他 ()
代表的な業種に☑、その他当てはまる業種には○を記載してください。	☐ 所属団体からのお知らせ ☐ 市町村広報紙 ☐ 新聞 ☐ テレビ ☐ ウェブニュース ☐ Google・Yahoo!広告 ☐ X(旧Twitter)	☐ Facebook ☐ YouTube ☐ Instagram ☐ 県公式LINE ☐ 県ウェブサイト ☐ 知り合いから聞いて ☐ その他 ()
協力店募集について、知った媒体に☑を記載してください。	氏名 : 法人 : E-mail :	電話番号 : FAX番号 :
ご担当者さま連絡先		
備考		

募集チラシ（うら）

資材等

容器



紙袋



紙袋（おもて）



紙袋（うら）

容器貼付シール（拡大）



割り箸（箸袋のみ）



ポスター



三角ポップ



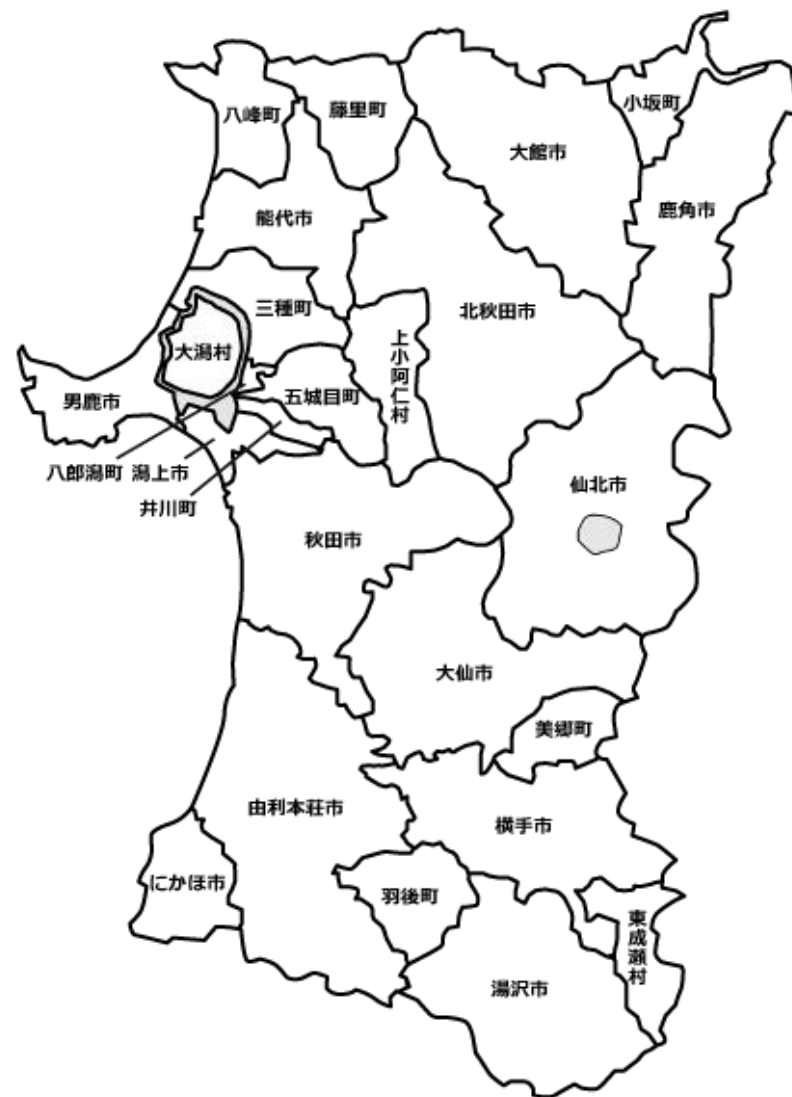
協力店の業態・市町村（100店舗）

業態

食堂、レストラン	30
日本料理店・料亭	9
中華料理店	8
ラーメン店・焼肉店	5
西洋料理店	1
そば・うどん店	3
すし店	4
酒場、ビヤホール	5
バー、キャバレー等	3
喫茶店	2
旅館、ホテル	7
宴会場	13
その他（居酒屋など）	10

市町村別（県内25市町村:13市9町3村）

秋田市	31
能代市	3
横手市	9
大館市	10
男鹿市	2
湯沢市	3
鹿角市	5
由利本荘市	9
潟上市	1
大仙市	14
北秋田市	6
にかほ市	3
仙北市	2
小坂町	2



県広報紙での特集

健康 18

みんなで減らそう 食品ロス【外食編】

毎朝の食生活改善の一環として食品ロス（フード・ロス）削減に取り組むと、食生活改善が自然と進んでいくのです。外食時の食品ロス削減のために、ちょっとした心がけでできることをご紹介します。みんなの意識の低減を促しましょう。

適量注文を心がけよう

外食にいくと、お皿ははじはじとあるメニューがあふれ、つい「ついでに」が口を占領してしまいます。そんなときこそ「お皿はじはじ」の原則を頭の奥の奥に思い出し、少しでも減らすのが食品ロス対策です。

POINT

- 「減らしてあげてお願いします」など、箸をお店に帰還するのめGOOD!
- 注文した料理は、できるだけおいしく食べきりましょう

みんなでいっしょに

会食や宴会では**3010** 運動を意識しよう!

3010運動とは、会食や宴会、結婚式・お葬式・お披露目・お披露目の後の送迎車など、席間一食、席間一食という運動です。

味いタイム

会食や宴会で30分間、席の間
を空けてみんなで楽しくおしゃべり
しながらおしゃべりしながら、おしゃべり
しながらおしゃべりしながら、おしゃべり
しながらおしゃべりしながら、おしゃべり

散飯タイム

食べきりタイム

お席の隅々、10分間おしゃべり
しながらおしゃべりしながら、おしゃべり
しながらおしゃべりながら、おしゃべり
しながらおしゃべりながら、おしゃべり

30分間
おしゃべり
10分間
おしゃべり

30分間
おしゃべり
10分間
おしゃべり

POINT

- 30分間・10分間の料理を差し出し時間を設けて、みんなでおいしく食べきりましょう
- 幹事さん、料理の準備や片付けを店員に依頼するなど、工夫してみましょう

地元紙での広告

10/30日は
食品ロス削減の日!



「持ち帰り」を
実践しよう

「外食時」の食べ残しを減らそう!

お問い合わせ
秋田県生活環境部
資源化推進課
018-850-1560

県民の皆さまへ!

いつも「適量注文」や「食べきれないなど、食品ロス削減」にご協力いただき、ありがとうございます。

右のポスターや三角ポップがある飲食店様では、食べきれなかった料理の「持ち帰り」ができます。

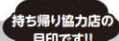
お店の方へお声がけください。

「持ち帰り」は、食中毒リスクがあります



「持ち帰りは、自分たちから管理」

「持ち帰り」の目印です!!



参加方法

1. 参加店へ参加したい旨を伝える

2. 参加店から「持ち帰り」の目印（ポスター・三角ポップ）を受け取る

3. 持ち帰りの食品を自宅まで持ち帰る

参加条件

1. 県民であること

2. 持ち帰りの食品を自宅まで持ち帰ること

3. 持ち帰りの食品を自宅まで持ち帰ること

参加店

県民生活環境部（秋田県庁）

県民生活環境部（秋田県庁）

県民生活環境部（秋田県庁）

「持ち帰り」の目印です!!



参加方法

1. 参加店へ参加したい旨を伝える

2. 参加店から「持ち帰り」の目印（ポスター・三角ポップ）を受け取る

3. 持ち帰りの食品を自宅まで持ち帰る

参加店

県民生活環境部（秋田県庁）

県民生活環境部（秋田県庁）

県民生活環境部（秋田県庁）

「持ち帰り」の目印です!!



参加方法

1. 参加店へ参加したい旨を伝える

2. 参加店から「持ち帰り」の目印（ポスター・三角ポップ）を受け取る

3. 持ち帰りの食品を自宅まで持ち帰る

参加店

県民生活環境部（秋田県庁）

県民生活環境部（秋田県庁）

県民生活環境部（秋田県庁）

「持ち帰り」の目印です!!



参加方法

1. 参加店へ参加したい旨を伝える

2. 参加店から「持ち帰り」の目印（ポスター・三角ポップ）を受け取る

3. 持ち帰りの食品を自宅まで持ち帰る

参加店

県民生活環境部（秋田県庁）

県民生活環境部（秋田県庁）

県民生活環境部（秋田県庁）

「持ち帰り」の目印です!!



参加方法

1. 参加店へ参加したい旨を伝える

2. 参加店から「持ち帰り」の目印（ポスター・三角ポップ）を受け取る

3. 持ち帰りの食品を自宅まで持ち帰る

参加店

県民生活環境部（秋田県庁）

県民生活環境部（秋田県庁）

県民生活環境部（秋田県庁）

「持ち帰り」の目印です!!



参加方法

1. 参加店へ参加したい旨を伝える

2. 参加店から「持ち帰り」の目印（ポスター・三角ポップ）を受け取る

3. 持ち帰りの食品を自宅まで持ち帰る

参加店

県民生活環境部（秋田県庁）

県民生活環境部（秋田県庁）

県民生活環境部（秋田県庁）

県公式SNSでの情報発信

➤ 秋田県庁 @pref_akita・18時間

【10月は #食品ロス削減月間】

食品ロス削減月間に合わせ、食べきれなかった食品の持ち帰りモデル事業はじめました！県内の一部店舗にて、食べきれなかった食品を自己責任の範囲で持ち帰ることが出来ます！...

食べきれなかった料理の「持ち帰り」をしてみませんか？

それでも
食べきれないときは
スタッフに相談して
みては？





まずは
食べきれない量を
注文するものが
大切ですね！

食べきれなかった料理を持ち帰るお客様へ

持ち帰る食品は、十分に加熱されていて、傷み防止に加熱剤が可能なものになります。



自ら料理を詰め込む場合は、歩き道に気づいてから、運搬が容易に、傷み防止剤を使って入れましょう。



料理は暖かいところに置かずに冷ましてから、食べましょう。



時間が経過後のことで、食中毒のリスクが高まるので、持ち帰り食品の消費期限は、持ち帰り後となります。



中心部まで十分に加熱してから食べましょう。



残った食材にいたらない分でも、お皿に入れたままでも、口に入れるのは避けてください。



！「持ち帰り」する料理は「ご自身でしっかりと管理」しましょう。

※持ち帰りスタッフがいません。



秋田県 生活環境部 温暖化対策課



あomorinで
みんなそう
商品白文

ディスプレイ広告での情報発信

秋田県内の
飲食事業者の方へ **「持ち帰り協力店」募集中**

**持ち帰りグッズ
プレゼント!**



「持ち帰り協力店」募集中!! 飲食店向け! 食べきれなかった料理をお客さんが持ち帰るための容器や紙袋などを無...

秋田県

秋田県内の
飲食事業者の方へ **「持ち帰り協力店」募集中**

**持ち帰りグッズ
プレゼント!**



「持ち帰り協力店」募集中!

秋田県

[詳しくはこちら](#)

普及啓発動画の配信



フリーアナウンサーの
相場詩織さんが

食べきれなかった料理の
「持ち帰り」に
チャレンジしました。



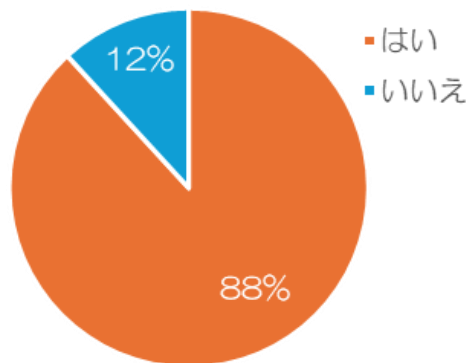
令和6年度店舗アンケート結果

事業実績

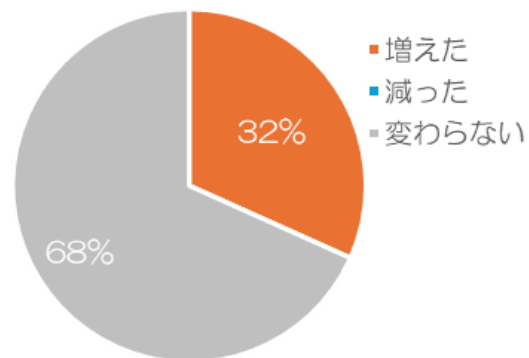
4,496件

以前からの持ち帰りの取組

■以前から持ち帰りをしていたか

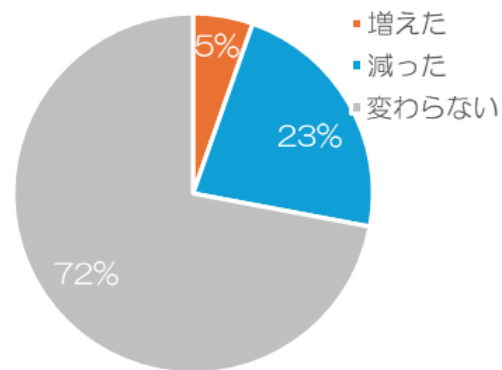


■事業により件数に変化はあったか



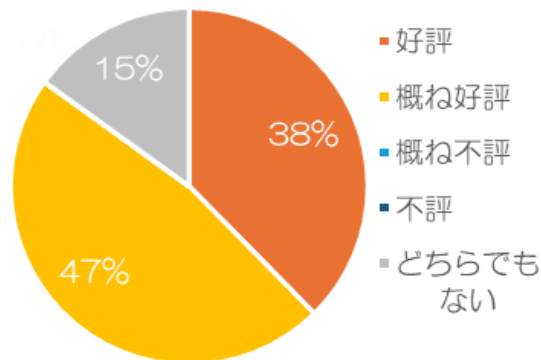
モデル事業の効果

■食品ロス発生量の変化



1店舗当たり約680グラム減少(4か月)

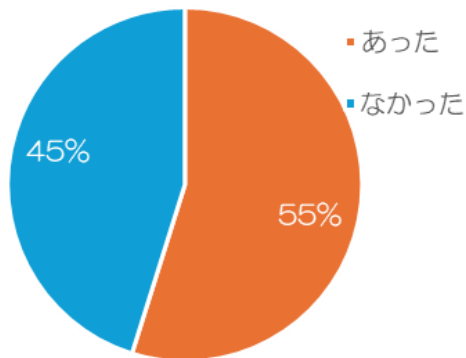
■お客さんの反応



令和6年度店舗アンケート結果

店舗から見たモデル事業

■店舗側の意識や行動の変化



■変化の具体的な内容

- ・お客さんとのコミュニケーションの充実
- ・食べ残しが出ないようなメニューの考案
- ・従業員の食品ロス削減に係る意識の向上
- ・従業員の食品衛生に係る意識の向上

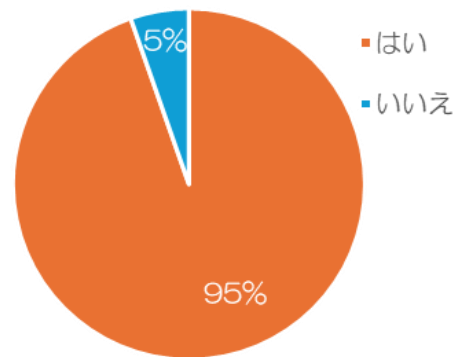
■店舗独自で工夫した取組

- ・積極的なコミュニケーション
- ・目立つ場所への啓発物の掲示
- ・食べきれる量での注文の依頼
- ・食品衛生に係る声かけ

■お客さんに説明する際の注意点

- ・食品衛生（再加熱、早めの喫食など）
- ・生ものの持ち帰り禁止
- ・自己責任の範疇での持ち帰り

■今後も店舗で持ち帰りを行いたいのか



[アンケート結果の考察]

- ・参加店舗が100で、実績も4,496件と令和5年度より大幅に増加したことから、県内で持ち帰りについて一定の普及啓発ができたと考えられる
- ・以前から持ち帰りを実施している店舗が多かったものの、準備した資材により、今まで以上に食品衛生に配慮した取組とすることができたと考えられる
- ・今後も持ち帰りを行いたいとする店舗が95%と回答があり、モデル事業としての成果と考えられる
- ・モデル事業に参加したことで食品ロス削減を意識づけることができたと考えられる

取組結果

事業実績

協力店舗数

R5:41店舗 ⇒ R6:100店舗

2.4倍に増加！

持ち帰り件数

R5:787件 ⇒ R6:4,496件

5.7倍に増加！

持ち帰り件数の変化

モデル事業参加により件数増加

R5:19% ⇒ R6:32%

モデル事業の効果

食品ロス発生量が減少した店舗

R5:11% ⇒ R6:23%

1店舗当たりの食品ロス発生量

R5:490グラム減 ⇒ R6:680グラム減

1.4倍に！

お客様の反応（好評・概ね好評）

R5:65% ⇒ R6:85%

店舗から見たモデル事業

店舗側の意識・行動の変化あり

R5:31% ⇒ R6:55%

今後も店舗で持ち帰りを行いたい

R5:89% ⇒ R6:95%

モデル事業の総括と今後に向けて

令和5年度に比べ、容器の改善や広報の強化・メディアの自発的な取組等の多面的な効果により、全県的な広がりと県民の持ち帰りに係る気運の醸成が見られた。

- ①持ち帰りについては、肯定的な受け止めがなされており、事業を通じて食品ロス削減への意識を高める効果が見られた
- ②客側・店側とも今後も持ち帰りをしたい・継続したいとする回答が多く、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」が策定されたことで、客側・店側双方が持ち帰りに取り組みやすい環境が整ったことから、今後も広報等を通じ、取組を定着させていく

モデル事業の総括と今後に向けて

令和5年度に比べ、容器の改善や広報の強化・メディアの自発的な取組等の多面的な効果により、全県的な広がりと県民の持ち帰りに係る気運の醸成が見られた。

- ③店側は食品衛生面に注意しており、客側も加熱された食品を持ち帰っているが、持ち帰ることのできる食品について、店と客とのコミュニケーションが重要
- ④課題が残る部分については、消費者庁及び厚生労働省が策定した「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」を事業者及び消費者へ周知していくことにより、法律面・衛生面に配慮した持ち帰りを促進したい